

令和7年（2025）4月11日

保護者 様

和木町立和木小学校
校 長 福江 大幸

校外生活について

◎和木小学校のきまり

1 登下校について

- (1) 通学路を歩いて一列で歩く。
- (2) 8時までに集団登校する。（昇降口は7時45分に開きます。）
- (3) 下校時刻は、

☆月曜日	1～3年	……	14：25	（5校時下校）
	4～6年	……	15：15	（6校時下校）
☆火曜日	1年	……	14：25	（5校時下校）
	2～6年	……	15：15	（6校時下校）
☆水・木曜日	1～2年	……	14：25	（5校時下校）
	3～6年	……	15：15	（6校時下校）
☆金曜日	1～6年	……	14：25	（5校時下校）
※クラブ・委員会（15：15）				
★バス 月～金曜日 14：37・15：29				
- (4) 下校途中、通院、通塾、寄り道はしない。（特別な場合は届け出用紙に記入の上、担任に届ける。）
- (5) 自転車・自動車等に乗せてもらって登下校しない。（特別な場合は担任に届ける。）

2 外出について

- (1) 子どもだけで校区外に出てはいけない。
（3年生以上で通院・通塾のためなら校区外に出てもよいが、必ず保護者の許可を得ること。）
- (2) 子どもだけでの外泊はいけない。
- (3) ミュージックサイレンが鳴るまでには帰宅する。
（3～9月 18：00 10～2月 17：00）
- (4) 自転車に乗れる範囲（ヘルメット着用）
1・2年生……………保護者同伴で
3～6年生……………和木町内（※3年生は交通教室終了後で保護者の許可による。）

3 映画館、遊技場等の出入り

- (1) コミュニティセンターや文化会館で上映される映画や演劇は子ども同士でもよいが、その他は保護者同伴とする。
- (2) 飲食店や遊技場は、保護者同伴のこと。
- (3) 蜂ヶ峯総合公園の有料の施設は保護者同伴で使用する。
 - ・自転車は入り口の駐輪場に置くのが望ましい。
 - ・下り坂では、必ず自転車を押して歩く。

（裏にもあります）

4 魚釣り、水泳について

- (1) 魚釣りは、保護者と一緒に行く。
- (2) 学校のプール以外での水泳は、保護者と一緒に行く。（町内の川では泳いだり、水遊びをしたりしない。）

5 交通安全について

- (1) 自転車は自分の体にあつたものに乗る。
- (2) 交通のきまりや「自転車の安全な乗り方」のきまりを守って乗る。飛び出し・二人乗り・並進・右側通行をしない。

6 遊ぶ時のきまりやマナーについて

- (1) 外出するときには、家の人に行き先、遊び相手、帰る時刻を告げてから出かける。
- (2) 大人が留守の家では遊ばない。
- (3) おやつ等の食べ歩きはしない。ごみはくずかごに入れるか、家に持ち帰り、絶対に捨てない。
- (4) お金や物を、あげたりもらったりしない。
- (5) 道路での遊び、線路近くでの遊び、火遊び、エアガンなどを使っての遊びなど、危険な遊びをしない。
- (6) 公園などで遊ぶときには遊び道具を大切にし、他の人の迷惑にならないようにする。
※「公園のきまり」を守って遊ぶ。
- (7) コミュニティセンター、文化会館、分館、体育センター、プールでは使用上のきまりをよく守る。
- (8) 河原も含め、子どもだけで川に入らない。

7 その他

- (1) 知らない人にはついて行かない。「いかのおすし」を守る！
- (2) 善行、非行、事故などがあつたらすぐに学校に知らせる。
- (3) 下校後、忘れ物は取りに来ない。
- (4) <保護者の方へ>

・万が一事故等が発生した場合は、たとえ県外であっても必ず学校へお知らせください。

（不審者の場合には、第一報は警察にご連絡ください）

（和木小学校 電話 53-2655）